

マージン率等の情報提供

法第23条第5項の規定に基づき、以下の項目について情報開示いたします。

株式会社 ジュウキ（派13-310687）

令和5年度における事業

派遣労働者数 : 15名

派遣先事業所数 : 2社

マージン率 : 27.4%

①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ①
¥33,446	¥24,270	27.4%

教育訓練

研修内容	実施期間等	費用負担
入社時研修	1日間	会社負担
派遣前研修	2～3日間	会社負担
OA操作研修	2日間	会社負担

労使協定

労働者派遣法30条の4第1項の 労使協定締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	令和5年6月21日～令和6年6月20日
対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者

キャリアコンサルティング

相談窓口連絡先	本社：03-5950-5252
---------	-----------------

マージンに含まれる費用

①社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料 などの事業主負担分
②有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
③健康診断費用	一般健康診断受診費用
④就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・事務管理費等）
⑤営業費用	営業、業務スタッフの人件費及び活動費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から、労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 ③～⑤の会社運営経費を差し引いた利益